

桐生市訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1111	訪問型サービス1 1	訪問型サービス(独自)	(1)1週に1回程度の場合	事業対象者・要支援1・2		1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型サービス1 1日割		1176単位	事業対象者・要支援1・2	日割の場合 ÷ 30.4日	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型サービス1 2		(2)1週に2回程度の場合	事業対象者・要支援1・2			2,349	1月につき
A2	2211	訪問型サービス1 2日割		2349単位	事業対象者・要支援1・2	日割の場合 ÷ 30.4日	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型サービス1 3		(3)1週に2回を超える程度の場合	事業対象者・要支援2			3,727	1月につき
A2	2321	訪問型サービス1 3日割		3727単位	事業対象者・要支援2	日割の場合 ÷ 30.4日	123単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	訪問型サービス(独自)	(1)1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 1日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 2			(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 2日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 3			(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 3日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算			
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の15%加算		1日につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の10%加算		1日につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	初回加算			200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100		
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A2	6102	訪問型口腔連携強化加算	口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000 加算			
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000 加算			
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000 加算			

*「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目です。

桐生市訪問介護相当サービス(独自/定率)サービスコード表

桐生市介護予防訪問介護相当サービス指定事業者が給付制限3割(支給制限3割)のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位						
種類	項目											
A3	1011	訪問型サービス1 1(制限)	訪問型サービス(独自)	1週に1回程度の場合 (事業対象者・要支援1・2)	1,176単位							
A3	1013	訪問型サービス1 1・同一1(制限)					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×90%	70%	1,058	1月につき	
A3	1001	訪問型サービス1 1・同一2(制限)					事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	×85%	70%	1,000		
A3	1002	訪問型サービス1 1・同一3(制限)					同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	×88%	70%	1,035		
A3	1015	訪問型サービス1 1日割(制限)			70%	39	1日につき					
A3	1017	訪問型サービス1 1・日割・同一1(制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×90%	70%	35						
A3	1003	訪問型サービス1 1・日割・同一2(制限)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	×85%	70%	33						
A3	1004	訪問型サービス1 1・日割・同一3(制限)	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	×88%	70%	34						
A3	1021	訪問型サービス1 2(制限)	訪問型サービス(独自)	1週に2回程度の場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,349単位							
A3	1023	訪問型サービス1 2・同一1(制限)					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×90%	70%	2,114	1月につき	
A3	1005	訪問型サービス1 2・同一2(制限)					事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	×85%	70%	1,997		
A3	1006	訪問型サービス1 2・同一3(制限)					同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	×88%	70%	2,067		
A3	1025	訪問型サービス1 2日割(制限)			70%	77	1日につき					
A3	1027	訪問型サービス1 2・日割・同一1(制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×90%	70%	69						
A3	1007	訪問型サービス1 2・日割・同一2(制限)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	×85%	70%	65						
A3	1008	訪問型サービス1 2・日割・同一3(制限)	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	×88%	70%	68						
A3	1031	訪問型サービス1 3(制限)	訪問型サービス(独自)	1週に2回を超える程度の場合 (事業対象者・要支援2)	3,727単位							
A3	1033	訪問型サービス1 3・同一1(制限)					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×90%	70%	3,354	1月につき	
A3	1009	訪問型サービス1 3・同一2(制限)					事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	×85%	70%	3,168		
A3	1019	訪問型サービス1 3・同一3(制限)					同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	×88%	70%	3,280		
A3	1035	訪問型サービス1 3日割(制限)			70%	123	1日につき					
A3	1037	訪問型サービス1 3・日割・同一1(制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×90%	70%	111						
A3	1029	訪問型サービス1 3・日割・同一2(制限)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	×85%	70%	105						
A3	1039	訪問型サービス1 3・日割・同一3(制限)	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	×88%	70%	108						
A3	1192	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 1(制限)	高齢者虐待防止措置 未実施減算	訪問型サービス(独自)			1週に1回程度の場合	12単位減算	70%	-12	1月につき	
A3	1193	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 1日割(制限)					日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	70%	-1	1日につき
A3	1194	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 2(制限)					1週に2回程度の場合	23単位減算	70%	-23	1月につき	
A3	1195	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 2日割(制限)					日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	70%	-1	1日につき
A3	1196	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 3(制限)					1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	70%	-37	1月につき	
A3	1197	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 3日割(制限)					日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	70%	-1	1日につき
A3	1964	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 1(制限)	業務継続計画未策定 減算	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合			1)1週に1回程度の場合	12単位減算	70%	-12	1月につき	
A3	1965	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 1日割(制限)					日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	70%	-1	1日につき
A3	1966	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 2(制限)					2)1週に2回程度の場合	23単位減算	70%	-23	1月につき	
A3	1967	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 2日割(制限)					日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	70%	-1	1日につき
A3	1968	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 3(制限)					3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	70%	-37	1月につき	
A3	1969	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 3日割(制限)					日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	70%	-1	1日につき
A3	1101	訪問型サービス特別地域加算1(制限)	特別地域加算	週1回程度				1,176単位の 15%加算	70%	176	1月につき	
A3	1102	訪問型サービス特別地域加算1日割(制限)						39単位の 15%加算	70%	6	1日につき	
A3	1103	訪問型サービス特別地域加算2(制限)					週2回程度	2,349単位の 15%加算	70%	352	1月につき	
A3	1104	訪問型サービス特別地域加算2日割(制限)						77単位の 15%加算	70%	12	1日につき	
A3	1105	訪問型サービス特別地域加算3(制限)					週2回を超える程度	3,727単位の 15%加算	70%	559	1月につき	
A3	1106	訪問型サービス特別地域加算3日割(制限)						123単位の 15%加算	70%	18	1日につき	

A3	1113	訪問型サービス特別地域加算1・同一(制限)	特別地域加算	①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,058単位の	15%加算	70%	159	1月につき
A3	1114	訪問型サービス特別地域加算1・日割・同一(制限)			35単位の	15%加算	70%	5	1日につき
A3	1117	訪問型サービス特別地域加算2・同一(制限)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,114単位の	15%加算	70%	317	1月につき
A3	1118	訪問型サービス特別地域加算2・日割・同一(制限)			69単位の	15%加算	70%	10	1日につき
A3	1121	訪問型サービス特別地域加算3・同一(制限)		③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,354単位の	15%加算	70%	503	1月につき
A3	1122	訪問型サービス特別地域加算3・日割・同一(制限)			111単位の	15%加算	70%	17	1日につき
A3	1041	訪問型サービス特別地域加算1・同一2(制限)		①週1回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,000単位の	15%加算	70%	150	1月につき
A3	1042	訪問型サービス特別地域加算1・日割・同一2(制限)			33単位の	15%加算	70%	5	1日につき
A3	1043	訪問型サービス特別地域加算2・同一2(制限)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,997単位の	15%加算	70%	300	1月につき
A3	1044	訪問型サービス特別地域加算2・日割・同一2(制限)			65単位の	15%加算	70%	10	1日につき
A3	1045	訪問型サービス特別地域加算3・同一2(制限)		③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	3,168単位の	15%加算	70%	475	1月につき
A3	1046	訪問型サービス特別地域加算3・日割・同一2(制限)			105単位の	15%加算	70%	16	1日につき
A3	1047	訪問型サービス特別地域加算1・同一3(制限)		①週1回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	1,035単位の	15%加算	70%	155	1月につき
A3	1048	訪問型サービス特別地域加算1・日割・同一3(制限)			34単位の	15%加算	70%	5	1日につき
A3	1049	訪問型サービス特別地域加算2・同一3(制限)		②週2回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	2,067単位の	15%加算	70%	310	1月につき
A3	1051	訪問型サービス特別地域加算2・日割・同一3(制限)			68単位の	15%加算	70%	10	1日につき
A3	1052	訪問型サービス特別地域加算3・同一3(制限)		③週2回を超える程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	3,280単位の	15%加算	70%	492	1月につき
A3	1053	訪問型サービス特別地域加算3・日割・同一3(制限)			108単位の	15%加算	70%	16	1日につき
A3	1131	訪問型サービス小規模事業所加算1(制限)	中間地域等における 小規模事業所加算	週1回程度	1,176単位の	10%加算	70%	118	1月につき
A3	1132	訪問型サービス小規模事業所加算1日割(制限)			39単位の	10%加算	70%	4	1日につき
A3	1133	訪問型サービス小規模事業所加算2(制限)		週2回程度	2,349単位の	10%加算	70%	235	1月につき
A3	1134	訪問型サービス小規模事業所加算2日割(制限)			77単位の	10%加算	70%	8	1日につき
A3	1135	訪問型サービス小規模事業所加算3(制限)		週2回を超える程度	3,727単位の	10%加算	70%	373	1月につき
A3	1136	訪問型サービス小規模事業所加算3日割(制限)			123単位の	10%加算	70%	12	1日につき
A3	1143	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一(制限)		①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,058単位の	10%加算	70%	106	1月につき
A3	1144	訪問型サービス小規模事業所加算1・日割・同一(制限)			35単位の	10%加算	70%	4	1日につき
A3	1147	訪問型サービス小規模事業所加算2・同一(制限)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,114単位の	10%加算	70%	211	1月につき
A3	1148	訪問型サービス小規模事業所加算2・日割・同一(制限)			69単位の	10%加算	70%	7	1日につき
A3	1151	訪問型サービス小規模事業所加算3・同一(制限)		③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,354単位の	10%加算	70%	335	1月につき
A3	1152	訪問型サービス小規模事業所加算3・日割・同一(制限)			111単位の	10%加算	70%	11	1日につき
A3	1061	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一2(制限)		①週1回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,000単位の	10%加算	70%	100	1月につき
A3	1062	訪問型サービス小規模事業所加算1・日割・同一2(制限)			33単位の	10%加算	70%	3	1日につき
A3	1063	訪問型サービス小規模事業所加算2・同一2(制限)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,997単位の	10%加算	70%	200	1月につき
A3	1064	訪問型サービス小規模事業所加算2・日割・同一2(制限)			65単位の	10%加算	70%	7	1日につき
A3	1065	訪問型サービス小規模事業所加算3・同一2(制限)		③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	3,168単位の	10%加算	70%	317	1月につき
A3	1066	訪問型サービス小規模事業所加算3・日割・同一2(制限)			105単位の	10%加算	70%	11	1日につき
A3	1067	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一3(制限)		①週1回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	1,035単位の	10%加算	70%	104	1月につき
A3	1068	訪問型サービス小規模事業所加算1・日割・同一3(制限)			34単位の	10%加算	70%	3	1日につき
A3	1069	訪問型サービス小規模事業所加算2・同一3(制限)		②週2回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	2,067単位の	10%加算	70%	207	1月につき
A3	1071	訪問型サービス小規模事業所加算2・日割・同一3(制限)			68単位の	10%加算	70%	7	1日につき
A3	1072	訪問型サービス小規模事業所加算3・同一3(制限)		③週2回を超える程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	3,280単位の	10%加算	70%	328	1月につき
A3	1073	訪問型サービス小規模事業所加算3・日割・同一3(制限)			108単位の	10%加算	70%	11	1日につき
A3	1161	訪問型サービス中山間地域等提供加算1(制限)	中山間地域等に居住 する者へのサービス 提供加算	週1回程度	1,176単位の	5%加算	70%	59	1月につき
A3	1162	訪問型サービス中山間地域等提供加算1日割(制限)			39単位の	5%加算	70%	2	1日につき
A3	1163	訪問型サービス中山間地域等提供加算2(制限)		週2回程度	2,349単位の	5%加算	70%	117	1月につき
A3	1164	訪問型サービス中山間地域等提供加算2日割(制限)			77単位の	5%加算	70%	4	1日につき
A3	1165	訪問型サービス中山間地域等提供加算3(制限)		週2回を超える程度	3,727単位の	5%加算	70%	186	1月につき
A3	1166	訪問型サービス中山間地域等提供加算3日割(制限)			123単位の	5%加算	70%	6	1日につき

A3	1173	訪問型サービス中山間地域等提供加算1・同一(制限)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,058単位の 5%加算	70%	53	1月につき	
A3	1174	訪問型サービス中山間地域等提供加算1・日割・同一(制限)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	35単位の 5%加算	70%	2	1日につき	
A3	1177	訪問型サービス中山間地域等提供加算2・同一(制限)		③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,114単位の 5%加算	70%	106	1月につき	
A3	1178	訪問型サービス中山間地域等提供加算2・日割・同一(制限)		①週1回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	69単位の 5%加算	70%	3	1日につき	
A3	1181	訪問型サービス中山間地域等提供加算3・同一(制限)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	3,354単位の 5%加算	70%	168	1月につき	
A3	1182	訪問型サービス中山間地域等提供加算3・日割・同一(制限)		③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	111単位の 5%加算	70%	6	1日につき	
A3	1081	訪問型サービス中山間地域等提供加算1・同一2(制限)		①週1回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,000単位の 5%加算	70%	50	1月につき	
A3	1082	訪問型サービス中山間地域等提供加算1・日割・同一2(制限)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	33単位の 5%加算	70%	2	1日につき	
A3	1083	訪問型サービス中山間地域等提供加算2・同一2(制限)		③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,997単位の 5%加算	70%	100	1月につき	
A3	1084	訪問型サービス中山間地域等提供加算2・日割・同一2(制限)		①週1回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	65単位の 5%加算	70%	3	1日につき	
A3	1085	訪問型サービス中山間地域等提供加算3・同一2(制限)		②週2回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	3,168単位の 5%加算	70%	158	1月につき	
A3	1086	訪問型サービス中山間地域等提供加算3・日割・同一2(制限)		③週2回を超える程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	105単位の 5%加算	70%	5	1日につき	
A3	1087	訪問型サービス中山間地域等提供加算1・同一3(制限)		①週1回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	1,035単位の 5%加算	70%	52	1月につき	
A3	1088	訪問型サービス中山間地域等提供加算1・日割・同一3(制限)		②週2回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	34単位の 5%加算	70%	2	1日につき	
A3	1089	訪問型サービス中山間地域等提供加算2・同一3(制限)		③週2回を超える程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	2,067単位の 5%加算	70%	103	1月につき	
A3	1091	訪問型サービス中山間地域等提供加算2・日割・同一3(制限)			68単位の 5%加算	70%	3	1日につき	
A3	1092	訪問型サービス中山間地域等提供加算3・同一3(制限)			3,280単位の 5%加算	70%	164	1月につき	
A3	1093	訪問型サービス中山間地域等提供加算3・日割・同一3(制限)			108単位の 5%加算	70%	5	1日につき	
A3	1191	訪問型サービス初回加算(制限)		初回加算	200単位加算	70%	200	1月につき	
A3	1202	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(制限)	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	70%	100		
A3	1201	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(制限)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	70%	200		
A3	1125	訪問型口腔連携強化加算(制限)	口腔連携強化加算	50単位加算	70%	50	1回につき		
A3	1211	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1(制限)	介護職員等処遇改善加算	週1回程度	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1,176単位の245/1000 加算	70%	288	1月につき
A3	1212	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1(制限)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1,176単位の224/1000 加算	70%	263	
A3	1213	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ1(制限)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1,176単位の182/1000 加算	70%	214	
A3	1010	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ1(制限)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1,176単位の145/1000 加算	70%	171	
A3	1216	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2(制限)		週2回程度	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	2,349単位の245/1000 加算	70%	576	
A3	1217	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2(制限)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	2,349単位の224/1000 加算	70%	526	
A3	1218	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ2(制限)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	2,349単位の182/1000 加算	70%	428	
A3	1077	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ2(制限)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	2,349単位の145/1000 加算	70%	341	
A3	1221	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ3(制限)		週2回を超える程度	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	3,727単位の245/1000 加算	70%	913	
A3	1222	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ3(制限)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	3,727単位の224/1000 加算	70%	835	
A3	1223	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ3(制限)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	3,727単位の182/1000 加算	70%	678	
A3	1129	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ3(制限)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	3,727単位の145/1000 加算	70%	540	
A3	1241	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ・同一(制限)		①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1,058単位の245/1000 加算	70%	259	
A3	1242	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ・同一(制限)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1,058単位の224/1000 加算	70%	237	
A3	1243	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ・同一(制限)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1,058単位の182/1000 加算	70%	193	
A3	1277	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ1・同一(制限)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1,058単位の145/1000 加算	70%	153	
A3	1251	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2・同一(制限)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	2,114単位の245/1000 加算	70%	518	
A3	1252	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2・同一(制限)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	2,114単位の224/1000 加算	70%	474	
A3	1253	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ2・同一(制限)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	2,114単位の182/1000 加算	70%	385	
A3	1296	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ2・同一(制限)	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		2,114単位の145/1000 加算	70%	307		
A3	1261	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ3・同一(制限)	③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	3,354単位の245/1000 加算	70%	822		
A3	1262	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ3・同一(制限)		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	3,354単位の224/1000 加算	70%	751		
A3	1263	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ3・同一(制限)		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	3,354単位の182/1000 加算	70%	610		
A3	1317	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ3・同一(制限)		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	3,354単位の145/1000 加算	70%	486		
A3	1374	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1・同一2(制限)	①週1回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1,000単位の245/1000 加算	70%	245		
A3	1375	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1・同一2(制限)		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1,000単位の224/1000 加算	70%	224		
A3	1376	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ1・同一2(制限)		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1,000単位の182/1000 加算	70%	182		
A3	1350	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ1・同一2(制限)		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1,000単位の145/1000 加算	70%	145		

A3	1377	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2・同一2(制限)	介護職員等処遇改善加算	②週2回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1,997単位の245/1000	加算	70%	489	1月につき
A3	1378	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2・同一2(制限)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1,997単位の224/1000	加算	70%	447	
A3	1379	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ2・同一2(制限)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1,997単位の182/1000	加算	70%	363	
A3	1396	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ2・同一2(制限)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1,997単位の145/1000	加算	70%	290	
A3	1381	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ3・同一2(制限)		③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	3,168単位の245/1000	加算	70%	776	
A3	1382	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ3・同一2(制限)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	3,168単位の224/1000	加算	70%	710	
A3	1383	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ3・同一2(制限)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	3,168単位の182/1000	加算	70%	577	
A3	1450	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ3・同一2(制限)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	3,168単位の145/1000	加算	70%	459	
A3	1384	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1・同一3(制限)		①週1回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1,035単位の245/1000	加算	70%	254	
A3	1385	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1・同一3(制限)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1,035単位の224/1000	加算	70%	232	
A3	1386	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ1・同一3(制限)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1,035単位の182/1000	加算	70%	188	
A3	1498	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ1・同一3(制限)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1,035単位の145/1000	加算	70%	150	
A3	1387	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2・同一3(制限)		②週2回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	2,067単位の245/1000	加算	70%	506	
A3	1388	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2・同一3(制限)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	2,067単位の224/1000	加算	70%	463	
A3	1389	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ2・同一3(制限)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	2,067単位の182/1000	加算	70%	376	
A3	1586	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ2・同一3(制限)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	2,067単位の145/1000	加算	70%	300	
A3	1391	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ3・同一3(制限)		③週2回を超える程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	3,280単位の245/1000	加算	70%	804	
A3	1392	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ3・同一3(制限)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	3,280単位の224/1000	加算	70%	735	
A3	1393	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ3・同一3(制限)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	3,280単位の182/1000	加算	70%	597	
A3	1687	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ3・同一3(制限)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	3,280単位の145/1000	加算	70%	476	

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目です。

※また、「介護職員処遇改善加算」はA2とは異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合証に関わらず70%となります。

桐生市訪問介護相当サービス(独自/定率)サービスコード表

桐生市介護予防訪問介護相当サービス指定事業者が給付制限4割(支給制限4割)のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位					
種類	項目										
A3	1411	訪問型サービス1 1(制限4割)	訪問型サービス(独自)	1週に1回程度の場合 (事業対象者・要支援1・2)	1,176単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	1,176	1月につき		
A3	1413	訪問型サービス1 1・同一1(制限4割)				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	60%	1,058			
A3	1441	訪問型サービス1 1・同一2(制限4割)				同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	60%	1,000			
A3	1442	訪問型サービス1 1・同一3(制限4割)					60%	1,035			
A3	1415	訪問型サービス1 1日割(制限4割)	1週に1回程度の場合 (事業対象者・要支援1・2)	39単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	39	1日につき		
A3	1417	訪問型サービス1 1・日割・同一1(制限4割)				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	60%	35			
A3	1443	訪問型サービス1 1・日割・同一2(制限4割)				同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	60%	33			
A3	1444	訪問型サービス1 1・日割・同一3(制限4割)					60%	34			
A3	1421	訪問型サービス1 2(制限4割)	1週に2回程度の場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,349単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	2,349	1月につき		
A3	1423	訪問型サービス1 2・同一1(制限4割)				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	60%	2,114			
A3	1445	訪問型サービス1 2・同一2(制限4割)				同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	60%	1,997			
A3	1446	訪問型サービス1 2・同一3(制限4割)					60%	2,067			
A3	1425	訪問型サービス1 2日割(制限4割)	1週に2回程度の場合 (事業対象者・要支援1・2)	77単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	77	1日につき		
A3	1427	訪問型サービス1 2・日割・同一1(制限4割)				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	60%	69			
A3	1447	訪問型サービス1 2・日割・同一2(制限4割)				同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	60%	65			
A3	1448	訪問型サービス1 2・日割・同一3(制限4割)					60%	68			
A3	1431	訪問型サービス1 3(制限4割)	1週に2回を超える程度の場合 (事業対象者・要支援2)	3,727単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	3,727	1月につき		
A3	1433	訪問型サービス1 3・同一1(制限4割)				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	60%	3,354			
A3	1449	訪問型サービス1 3・同一2(制限4割)				同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	60%	3,168			
A3	1451	訪問型サービス1 3・同一3(制限4割)					60%	3,280			
A3	1435	訪問型サービス1 3日割(制限4割)	1週に2回を超える程度の場合 (事業対象者・要支援2)	123単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	123	1日につき		
A3	1437	訪問型サービス1 3・日割・同一1(制限4割)				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	60%	111			
A3	1452	訪問型サービス1 3・日割・同一2(制限4割)				同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	60%	105			
A3	1453	訪問型サービス1 3・日割・同一3(制限4割)					60%	108			
A3	1461	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 1(制限4割)	高齢者虐待防止措置 未実施減算	訪問型サービス(独自)	1週に1回程度の場合	12単位減算	60%	-12	1月につき		
A3	1462	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 1日割(制限4割)				日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	60%		-1	1日につき
A3	1463	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 2(制限4割)				1週に2回程度の場合	23単位減算	60%		-23	
A3	1464	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 2日割(制限4割)				日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	60%		-1	
A3	1465	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 3(制限4割)				1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	60%		-37	
A3	1466	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 3日割(制限4割)				日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	60%		-1	
A3	2005	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 1(制限4割)	業務継続計画未策定 減算	イ 1週間当たりの標準的な回数を決める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	60%	-12	1月につき		
A3	2006	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 1日割(制限4割)				日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	60%		-1	
A3	2007	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 2(制限4割)				(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	60%		-23	
A3	2008	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 2日割(制限4割)				日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	60%		-1	
A3	2009	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 3(制限4割)				(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	60%		-37	
A3	2010	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 3日割(制限4割)				日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	60%		-1	
A3	1501	訪問型サービス特別地域加算1(制限4割)	特別地域加算	週1回程度	1,176単位の 15%加算	60%	176	1月につき			
A3	1502	訪問型サービス特別地域加算1日割(制限4割)				39単位の 15%加算	60%		6		
A3	1503	訪問型サービス特別地域加算2(制限4割)				2,349単位の 15%加算	60%		352		
A3	1504	訪問型サービス特別地域加算2日割(制限4割)				77単位の 15%加算	60%		12		
A3	1505	訪問型サービス特別地域加算3(制限4割)				3,727単位の 15%加算	60%		559		
A3	1506	訪問型サービス特別地域加算3日割(制限4割)				123単位の 15%加算	60%		18		
A3	1513	訪問型サービス特別地域加算1・同一1(制限4割)				①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,058単位の 15%加算		60%	159	
A3	1514	訪問型サービス特別地域加算1・日割・同一1(制限4割)					35単位の 15%加算		60%	5	
A3	1517	訪問型サービス特別地域加算2・同一1(制限4割)				②週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,114単位の 15%加算		60%	317	
A3	1518	訪問型サービス特別地域加算2・日割・同一1(制限4割)					69単位の 15%加算		60%	10	

A3	1521	訪問型サービス特別地域加算3・同一1(制限4割)	特別地域加算	③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,354単位の	15%加算	60%	503	1月につき
A3	1522	訪問型サービス特別地域加算3・日割・同一1(制限4割)			111単位の	15%加算	60%	17	1日につき
A3	1471	訪問型サービス特別地域加算1・同一2(制限4割)		①週1回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,000単位の	15%加算	60%	150	1月につき
A3	1472	訪問型サービス特別地域加算1・日割・同一2(制限4割)			33単位の	15%加算	60%	5	1日につき
A3	1473	訪問型サービス特別地域加算2・同一2(制限4割)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,997単位の	15%加算	60%	300	1月につき
A3	1474	訪問型サービス特別地域加算2・日割・同一2(制限4割)			65単位の	15%加算	60%	10	1日につき
A3	1475	訪問型サービス特別地域加算3・同一2(制限4割)		③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	3,168単位の	15%加算	60%	475	1月につき
A3	1476	訪問型サービス特別地域加算3・日割・同一2(制限4割)			105単位の	15%加算	60%	16	1日につき
A3	1477	訪問型サービス特別地域加算1・同一3(制限4割)		①週1回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	1,035単位の	15%加算	60%	155	1月につき
A3	1478	訪問型サービス特別地域加算1・日割・同一3(制限4割)			34単位の	15%加算	60%	5	1日につき
A3	1479	訪問型サービス特別地域加算2・同一3(制限4割)		②週2回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	2,067単位の	15%加算	60%	310	1月につき
A3	1481	訪問型サービス特別地域加算2・日割・同一3(制限4割)			68単位の	15%加算	60%	10	1日につき
A3	1482	訪問型サービス特別地域加算3・同一3(制限4割)		③週2回を超える程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	3,280単位の	15%加算	60%	492	1月につき
A3	1483	訪問型サービス特別地域加算3・日割・同一3(制限4割)			108単位の	15%加算	60%	16	1日につき
A3	1531	訪問型サービス小規模事業所加算1(制限4割)	中間地域等における 小規模事業所加算	週1回程度	1,176単位の	10%加算	60%	118	1月につき
A3	1532	訪問型サービス小規模事業所加算1日割(制限4割)			39単位の	10%加算	60%	4	1日につき
A3	1533	訪問型サービス小規模事業所加算2(制限4割)		週2回程度	2,349単位の	10%加算	60%	235	1月につき
A3	1534	訪問型サービス小規模事業所加算2日割(制限4割)			77単位の	10%加算	60%	8	1日につき
A3	1535	訪問型サービス小規模事業所加算3(制限4割)		週2回を超える程度	3,727単位の	10%加算	60%	373	1月につき
A3	1536	訪問型サービス小規模事業所加算3日割(制限4割)			123単位の	10%加算	60%	12	1日につき
A3	1543	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一1(制限4割)		①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,058単位の	10%加算	60%	106	1月につき
A3	1544	訪問型サービス小規模事業所加算1・日割・同一1(制限4割)			35単位の	10%加算	60%	4	1日につき
A3	1547	訪問型サービス小規模事業所加算2・同一1(制限4割)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,114単位の	10%加算	60%	211	1月につき
A3	1548	訪問型サービス小規模事業所加算2・日割・同一1(制限4割)			69単位の	10%加算	60%	7	1日につき
A3	1551	訪問型サービス小規模事業所加算3・同一1(制限4割)		③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,354単位の	10%加算	60%	335	1月につき
A3	1552	訪問型サービス小規模事業所加算3・日割・同一1(制限4割)			111単位の	10%加算	60%	11	1日につき
A3	1485	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一2(制限4割)		①週1回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,000単位の	10%加算	60%	100	1月につき
A3	1486	訪問型サービス小規模事業所加算1・日割・同一2(制限4割)			33単位の	10%加算	60%	3	1日につき
A3	1487	訪問型サービス小規模事業所加算2・同一2(制限4割)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,997単位の	10%加算	60%	200	1月につき
A3	1488	訪問型サービス小規模事業所加算2・日割・同一2(制限4割)			65単位の	10%加算	60%	7	1日につき
A3	1489	訪問型サービス小規模事業所加算3・同一2(制限4割)		③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	3,168単位の	10%加算	60%	317	1月につき
A3	1491	訪問型サービス小規模事業所加算3・日割・同一2(制限4割)			105単位の	10%加算	60%	11	1日につき
A3	1492	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一3(制限4割)		①週1回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	1,035単位の	10%加算	60%	104	1月につき
A3	1493	訪問型サービス小規模事業所加算1・日割・同一3(制限4割)			34単位の	10%加算	60%	3	1日につき
A3	1494	訪問型サービス小規模事業所加算2・同一3(制限4割)		②週2回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	2,067単位の	10%加算	60%	207	1月につき
A3	1495	訪問型サービス小規模事業所加算2・日割・同一3(制限4割)			68単位の	10%加算	60%	7	1日につき
A3	1496	訪問型サービス小規模事業所加算3・同一3(制限4割)		③週2回を超える程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	3,280単位の	10%加算	60%	328	1月につき
A3	1497	訪問型サービス小規模事業所加算3・日割・同一3(制限4割)			108単位の	10%加算	60%	11	1日につき
A3	1561	訪問型サービス中山間地域等提供加算1(制限4割)	中山間地域等に居住 する者へのサービス 提供加算	週1回程度	1,176単位の	5%加算	60%	59	1月につき
A3	1562	訪問型サービス中山間地域等提供加算1日割(制限4割)			39単位の	5%加算	60%	2	1日につき
A3	1563	訪問型サービス中山間地域等提供加算2(制限4割)		週2回程度	2,349単位の	5%加算	60%	117	1月につき
A3	1564	訪問型サービス中山間地域等提供加算2日割(制限4割)			77単位の	5%加算	60%	4	1日につき
A3	1565	訪問型サービス中山間地域等提供加算3(制限4割)		週2回を超える程度	3,727単位の	5%加算	60%	186	1月につき
A3	1566	訪問型サービス中山間地域等提供加算3日割(制限4割)			123単位の	5%加算	60%	6	1日につき

A3	1573	訪問型サービス中山間地域等提供加算1・同一(制限4割)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		1,058単位の 5%加算	60%	53	1月につき
A3	1574	訪問型サービス中山間地域等提供加算1・日割・同一(制限4割)				35単位の 5%加算	60%	2	1日につき
A3	1577	訪問型サービス中山間地域等提供加算2・同一(制限4割)			②週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,114単位の 5%加算	60%	106	1月につき
A3	1578	訪問型サービス中山間地域等提供加算2・日割・同一(制限4割)				69単位の 5%加算	60%	3	1日につき
A3	1581	訪問型サービス中山間地域等提供加算3・同一(制限4割)			③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,354単位の 5%加算	60%	168	1月につき
A3	1582	訪問型サービス中山間地域等提供加算3・日割・同一(制限4割)				111単位の 5%加算	60%	6	1日につき
A3	1730	訪問型サービス中山間地域等提供加算1・同一2(制限4割)			①週1回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,000単位の 5%加算	60%	50	1月につき
A3	1731	訪問型サービス中山間地域等提供加算1・日割・同一2(制限4割)				33単位の 5%加算	60%	2	1日につき
A3	1732	訪問型サービス中山間地域等提供加算2・同一2(制限4割)			②週2回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	1,997単位の 5%加算	60%	100	1月につき
A3	1733	訪問型サービス中山間地域等提供加算2・日割・同一2(制限4割)				65単位の 5%加算	60%	3	1日につき
A3	1734	訪問型サービス中山間地域等提供加算3・同一2(制限4割)			③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	3,168単位の 5%加算	60%	158	1月につき
A3	1735	訪問型サービス中山間地域等提供加算3・日割・同一2(制限4割)				105単位の 5%加算	60%	5	1日につき
A3	1736	訪問型サービス中山間地域等提供加算1・同一3(制限4割)			①週1回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	1,035単位の 5%加算	60%	52	1月につき
A3	1737	訪問型サービス中山間地域等提供加算1・日割・同一3(制限4割)				34単位の 5%加算	60%	2	1日につき
A3	1738	訪問型サービス中山間地域等提供加算2・同一3(制限4割)			②週2回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	2,067単位の 5%加算	60%	103	1月につき
A3	1739	訪問型サービス中山間地域等提供加算2・日割・同一3(制限4割)				68単位の 5%加算	60%	3	1日につき
A3	1741	訪問型サービス中山間地域等提供加算3・同一3(制限4割)			③週2回を超える程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	3,280単位の 5%加算	60%	164	1月につき
A3	1742	訪問型サービス中山間地域等提供加算3・日割・同一3(制限4割)			108単位の 5%加算	60%	5	1日につき	
A3	1591	訪問型サービス初回加算(制限4割)	初回加算		200単位加算	60%	200	1月につき	
A3	1602	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(制限4割)	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	60%	100		
A3	1601	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(制限4割)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	60%	200		
A3	1745	訪問型口腔連携強化加算(制限4割)	口腔連携強化加算		50単位加算	60%	50	1回につき	
A3	1611	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1(制限4割)	介護職員等処遇改善加算	週1回程度	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1,176単位の245/1000 加算	60%	288	1月につき
A3	1612	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1(制限4割)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1,176単位の224/1000 加算	60%	263	
A3	1613	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ1(制限4割)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1,176単位の182/1000 加算	60%	214	
A3	1720	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ1(制限4割)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1,176単位の145/1000 加算	60%	171	
A3	1616	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2(制限4割)		週2回程度	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	2,349単位の245/1000 加算	60%	576	
A3	1617	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2(制限4割)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	2,349単位の224/1000 加算	60%	526	
A3	1618	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ2(制限4割)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	2,349単位の182/1000 加算	60%	428	
A3	1760	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ2(制限4割)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	2,349単位の145/1000 加算	60%	341	
A3	1621	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ3(制限4割)		週2回を超える程度	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	3,727単位の245/1000 加算	60%	913	
A3	1622	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ3(制限4割)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	3,727単位の224/1000 加算	60%	835	
A3	1623	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ3(制限4割)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	3,727単位の182/1000 加算	60%	678	
A3	1805	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ3(制限4割)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	3,727単位の145/1000 加算	60%	540	
A3	1641	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1・同一1(制限4割)		①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1,058単位の245/1000 加算	60%	259	
A3	1642	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1・同一1(制限4割)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1,058単位の224/1000 加算	60%	237	
A3	1643	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ1・同一1(制限4割)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1,058単位の182/1000 加算	60%	193	
A3	1823	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ1・同一1(制限4割)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1,058単位の145/1000 加算	60%	153	
A3	1651	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2・同一1(制限4割)			(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	2,114単位の245/1000 加算	60%	518	
A3	1652	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2・同一1(制限4割)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	2,114単位の224/1000 加算	60%	474	
A3	1653	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ2・同一1(制限4割)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	2,114単位の182/1000 加算	60%	385	
A3	1838	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ2・同一1(制限4割)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	2,114単位の145/1000 加算	60%	307	
A3	1661	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ3・同一1(制限4割)	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		3,354単位の245/1000 加算	60%	822		
A3	1662	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ3・同一1(制限4割)	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		3,354単位の224/1000 加算	60%	751		
A3	1663	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ3・同一1(制限4割)	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		3,354単位の182/1000 加算	60%	610		
A3	1853	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ3・同一1(制限4割)	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		3,354単位の145/1000 加算	60%	486		

A3	1751	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1・同一2(制限4割)	介護職員等処遇改善加算	①週1回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1,000単位の245/1000	加算	60%	245	1月につき				
A3	1752	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1・同一2(制限4割)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1,000単位の224/1000	加算	60%	224					
A3	1753	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ1・同一2(制限4割)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1,000単位の182/1000	加算	60%	182					
A3	1868	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ1・同一2(制限4割)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1,000単位の145/1000	加算	60%	145					
A3	1754	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2・同一2(制限4割)			②週2回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1,997単位の245/1000	加算	60%		489			
A3	1755	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2・同一2(制限4割)				(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1,997単位の224/1000	加算	60%		447			
A3	1756	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ2・同一2(制限4割)				(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1,997単位の182/1000	加算	60%		363			
A3	1883	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ2・同一2(制限4割)				(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1,997単位の145/1000	加算	60%		290			
A3	1757	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ3・同一2(制限4割)			③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	3,168単位の245/1000	加算	60%		776			
A3	1758	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ3・同一2(制限4割)				(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	3,168単位の224/1000	加算	60%		710			
A3	1759	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ3・同一2(制限4割)				(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	3,168単位の182/1000	加算	60%		577			
A3	1898	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ3・同一2(制限4割)				(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	3,168単位の145/1000	加算	60%		459			
A3	1761	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1・同一3(制限4割)			介護職員等処遇改善加算	①週1回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1,035単位の245/1000	加算		60%	254	1月につき	
A3	1762	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1・同一3(制限4割)					(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1,035単位の224/1000	加算		60%	232		
A3	1763	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ1・同一3(制限4割)					(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1,035単位の182/1000	加算		60%	188		
A3	1918	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ1・同一3(制限4割)					(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1,035単位の145/1000	加算		60%	150		
A3	1764	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2・同一3(制限4割)					②週2回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	2,067単位の245/1000		加算	60%		506
A3	1765	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2・同一3(制限4割)						(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	2,067単位の224/1000		加算	60%		463
A3	1766	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ2・同一3(制限4割)						(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	2,067単位の182/1000		加算	60%		376
A3	1934	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ2・同一3(制限4割)						(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	2,067単位の145/1000		加算	60%		300
A3	1767	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ3・同一3(制限4割)					③週2回を超える程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	3,280単位の245/1000		加算	60%		804
A3	1768	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ3・同一3(制限4割)						(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	3,280単位の224/1000		加算	60%		735
A3	1769	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ3・同一3(制限4割)						(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	3,280単位の182/1000		加算	60%		597
A3	1949	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ3・同一3(制限4割)						(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	3,280単位の145/1000		加算	60%		476

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目です。

※また、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」はA2とは異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合証に関わらず60%となります。

桐生市通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A6	1111	通所型サービス11	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798	1月につき		
A6	1112	通所型サービス11日割		1,798単位	日割りの場合 ÷ 30.4日	59 単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型サービス12		事業対象者・要支援2			3,621	1月につき	
A6	1122	通所型サービス12日割		3,621単位	日割りの場合 ÷ 30.4日	119 単位	119	1日につき	
A6	C211	通所型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型高齢者虐待防止未実施減算11日割		1,798単位	日割りの場合 ÷30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2		36 単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型高齢者虐待防止未実施減算12日割り		3,621単位	日割りの場合 ÷30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D211	通所型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型業務継続計画未策定減算11日割り		1,798単位	日割りの場合 ÷30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2		36 単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型業務継続計画未策定減算12日割り		3,621単位	日割りの場合 ÷30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752		
A6	5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240		
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算			50 単位加算	50		
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	栄養改善加算			200 単位加算	200		
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算 I	口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(I)		150 単位加算	150		
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算 II		(2)口腔機能向上加算(II)		160 単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算			480 単位加算	480		
A6	6011	通所型サービス提供体制強化加算 I 1	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88		
A6	6012	通所型サービス提供体制強化加算 I 2			事業対象者・要支援2	176 単位加算	176		
A6	6107	通所型サービス提供体制強化加算 II 1		(2)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72		
A6	6108	通所型サービス提供体制強化加算 II 2			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144		
A6	6103	通所型サービス提供体制強化加算 III 1		(3)サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24		
A6	6104	通所型サービス提供体制強化加算 III 2			事業対象者・要支援2	48 単位加算	48		
A6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算 I		生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)		100 単位加算	100	
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算 II			(2)生活機能向上連携加算(II)		200 単位加算	200	
A6	6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)		20 単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算 II		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)		5 単位加算	5		
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算 I	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)		所定単位数の92/1000 加算		1月につき	
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算(II)		所定単位数の90/1000 加算			
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算(III)		所定単位数の80/1000 加算			
A6	6380	通所型サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員等処遇改善加算(IV)		所定単位数の64/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目		1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2	定員超過の場合 × 70%		
A6	8001	通所型サービス11・定超						事業対象者・要支援1
A6	8002	通所型サービス11日割・定超	59単位	41	1日につき			
A6	8011	通所型サービス12・定超	事業対象者・要支援2	3,621単位	2,535	1月につき		
A6	8012	通所型サービス12日割・定超		119単位	83	1日につき		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目		1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%		
A6	9001	通所型サービス11・人欠						事業対象者・要支援1
A6	9002	通所型サービス11日割・人欠	59単位	41	1日につき			
A6	9011	通所型サービス12・人欠	事業対象者・要支援2	3,621単位	2,535	1月につき		
A6	9012	通所型サービス12日割・人欠		119単位	83	1日につき		

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目です。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しません。

※ 事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算します。

桐生市通所介護相当サービス(独自/定率)サービスコード表

桐生市介護予防通所介護相当サービス指定事業者が給付制限3割(支給制限3割)のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A7	1011	通所型サービス11(制限)	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	70%	1,798	1月につき	
A7	1012	通所型サービス11日割(制限)		1,798単位	日割りの場合 ÷ 30.4日	59 単位	70%	59	1日につき
A7	1021	通所型サービス12(制限)		事業対象者・要支援2	3,621 単位	70%	3,621	1月につき	
A7	1022	通所型サービス12日割(制限)		3,621単位	日割りの場合 ÷ 30.4日	119 単位	70%	119	1日につき
A7	1700	通所型サービス11・虐待減算(制限)	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	70%	1,780	1月につき
A7	1701	通所型サービス11日割・虐待減算(制限)		1,798単位	日割りの場合 ÷30.4日	1 単位減算	70%	58	1日につき
A7	1702	通所型サービス12・虐待減算(制限)		事業対象者・要支援2	36 単位減算	70%	3,585	1月につき	
A7	1703	通所型サービス12日割・虐待減算(制限)		3,621単位	日割りの場合 ÷30.4日	1 単位減算	70%	118	1日につき
A7	1704	通所型サービス11・業務減算(制限)	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	70%	1,780	1月につき
A7	1705	通所型サービス11日割・業務減算(制限)		1,798単位	日割りの場合 ÷30.4日	1 単位減算	70%	58	1日につき
A7	1706	通所型サービス12・業務減算(制限)		事業対象者・要支援2	36 単位減算	70%	3,585	1月につき	
A7	1707	通所型サービス12日割・業務減算(制限)		3,621単位	日割りの場合 ÷30.4日	1 単位減算	70%	118	1日につき
A7	1101	通所型サービス中山間地域等提供加算11(制限)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業対象者・要支援1	1,798単位数の 5% 加算	70%	90	1月につき	
A7	1102	通所型サービス中山間地域等提供加算11日割(制限)			59単位数の 5% 加算	70%	3	1日につき	
A7	1103	通所型サービス中山間地域等提供加算12(制限)		事業対象者・要支援2	3621単位数の 5% 加算	70%	181	1月につき	
A7	1104	通所型サービス中山間地域等提供加算12日割(制限)			119単位数の 5% 加算	70%	6	1日につき	
A7	1105	通所型サービス中山間地域等提供加算11・減算1(制限)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	定員超過の場合、または看護・介護職員が欠員の場合	事業対象者・要支援1	1,258単位の 5% 加算	70%	63	1月につき
A7	1106	通所型サービス中山間地域等提供加算11・減算1日割(制限)			41単位の 5% 加算	70%	2	1日につき	
A7	1107	通所型サービス中山間地域等提供加算12・減算1(制限)		事業対象者・要支援2	2,534単位の 5% 加算	70%	127	1月につき	
A7	1108	通所型サービス中山間地域等提供加算12・減算1日割(制限)			83単位の 5% 加算	70%	4	1日につき	
A7	1109	通所型サービス中山間地域等提供加算11・減算2(制限)		事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合	事業対象者・要支援1	1,422単位の 5% 加算	70%	71	1月につき
A7	1110	通所型サービス中山間地域等提供加算11・減算2日割(制限)			47単位の 5% 加算	70%	2	1日につき	
A7	1111	通所型サービス中山間地域等提供加算12・減算2(制限)		事業対象者・要支援2	2,869単位の 5% 加算	70%	143	1月につき	
A7	1112	通所型サービス中山間地域等提供加算12・減算2日割(制限)			94単位の 5% 加算	70%	5	1日につき	
A7	1113	通所型サービス中山間地域等提供加算11・虐待減算(制限)	高齢者虐待防止措置未実施の場合	事業対象者・要支援1	1,780単位の 5% 加算	70%	89	1月につき	
A7	1114	通所型サービス中山間地域等提供加算11・虐待減算日割(制限)			58単位の 5% 加算	70%	3	1日につき	
A7	1115	通所型サービス中山間地域等提供加算12・虐待減算(制限)		事業対象者・要支援2	3,585単位の 5% 加算	70%	179	1月につき	
A7	1116	通所型サービス中山間地域等提供加算12・虐待減算日割(制限)			118単位の 5% 加算	70%	6	1日につき	
A7	1117	通所型サービス中山間地域等提供加算11・業務減算(制限)	業務継続計画未策定の場合	事業対象者・要支援1	1,780単位の 5% 加算	70%	89	1月につき	
A7	1118	通所型サービス中山間地域等提供加算11・業務減算日割(制限)			58単位の 5% 加算	70%	3	1日につき	
A7	1119	通所型サービス中山間地域等提供加算12・業務減算(制限)		事業対象者・要支援2	3,585単位の 5% 加算	70%	179	1月につき	
A7	1120	通所型サービス中山間地域等提供加算12・業務減算日割(制限)			118単位の 5% 加算	70%	6	1日につき	
A7	1131	通所型生活上グループ活動加算(制限)	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	70%	100	1月につき	
A7	1132	通所型送迎減算(制限)	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	70%	-47	片道につき	
A7	1121	通所型サービス若年性認知症受入加算(制限)	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	70%	240	1月につき	
A7	1150	通所型サービス栄養アセスメント加算(制限)	栄養アセスメント加算		50 単位加算	70%	50		
A7	1151	通所型サービス栄養改善加算(制限)	栄養改善加算		200 単位加算	70%	200		
A7	1161	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ(制限)	口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	70%	150		
A7	1162	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ(制限)		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	70%	160		
A7	1163	通所型独自一体的サービス提供加算(制限)	一体的サービス提供加算		480 単位加算	70%	480		
A7	1197	通所型サービス提供体制加算Ⅰ1(制限)	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	70%	88	
A7	1198	通所型サービス提供体制加算Ⅰ2(制限)			事業対象者・要支援2	176 単位加算	70%	176	
A7	1191	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1(制限)		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	70%	72	
A7	1192	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2(制限)			事業対象者・要支援2	144 単位加算	70%	144	
A7	1195	通所型サービス提供体制加算Ⅲ1(制限)		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	70%	24	
A7	1196	通所型サービス提供体制加算Ⅲ2(制限)			事業対象者・要支援2	48 単位加算	70%	48	

A7	1800	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(制限)	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	70%	100	1月につき	
A7	1801	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(制限)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	70%	200		
A7	1810	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ(制限)	口腔・栄養スクリーニング 加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	70%	20	1回につき	
A7	1811	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ(制限)		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	70%	5		
A7	1820	通所型サービス科学的介護推進体制加算(制限)	科学的介護推進体制加算		40 単位加算	70%	40	1月につき	
A7	1201	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1(制限)	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1,798単位の92/1000 加算	70%	165	1月につき	
A7	1202	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1(制限)		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1,798単位の90/1000 加算	70%	162		
A7	1203	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1(制限)		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1,798単位の80/1000 加算	70%	144		
A7	1830	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1(制限)		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1,798単位の64/1000 加算	70%	115		
A7	1206	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2(制限)		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	3,621単位の92/1000 加算	70%	333		
A7	1207	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2(制限)		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	3,621単位の90/1000 加算	70%	326		
A7	1208	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2(制限)		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	3,621単位の80/1000 加算	70%	290		
A7	1845	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2(制限)		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	3,621単位の64/1000 加算	70%	232		
A7	1211	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算1(制限)	介護職員等処遇改善加算	定員超過の場合、または看護・介護職員が欠員の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1,259単位の92/1000 加算	70%	116	
A7	1212	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・減算1(制限)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1,259単位の90/1000 加算	70%	113	
A7	1213	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算1(制限)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1,259単位の80/1000 加算	70%	101	
A7	1860	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1・減算1(制限)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1,259単位の64/1000 加算	70%	81	
A7	1216	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算1(制限)		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	2,535単位の92/1000 加算	70%	233		
A7	1217	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算1(制限)		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	2,535単位の90/1000 加算	70%	228		
A7	1218	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算1(制限)		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	2,535単位の80/1000 加算	70%	203		
A7	1875	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2・減算1(制限)		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	2,535単位の64/1000 加算	70%	162		
A7	1221	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算2(制限)	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1,422単位の92/1000 加算	70%	131		
A7	1222	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・減算2(制限)		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1,422単位の90/1000 加算	70%	128		
A7	1223	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算2(制限)		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1,422単位の80/1000 加算	70%	114		
A7	1890	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1・減算2(制限)		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1,422単位の64/1000 加算	70%	91		
A7	1226	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算2(制限)		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	2,869単位の92/1000 加算	70%	264		
A7	1227	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算2(制限)		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	2,869単位の90/1000 加算	70%	258		
A7	1228	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算2(制限)		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	2,869単位の80/1000 加算	70%	230		
A7	2205	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2・減算2(制限)		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	2,869単位の64/1000 加算	70%	184		
A7	1231	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・虐待減算(制限)	高齢者虐待防止措置未実施の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1,780単位の92/1000 加算	70%	164		
A7	1232	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・虐待減算(制限)		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1,780単位の90/1000 加算	70%	160		
A7	1233	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・虐待減算(制限)		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1,780単位の80/1000 加算	70%	142		
A7	2220	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1・虐待減算(制限)		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1,780単位の64/1000 加算	70%	114		
A7	1234	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・虐待減算(制限)	高齢者虐待防止措置未実施の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	3,585単位の92/1000 加算	70%	330		
A7	1235	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・虐待減算(制限)		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	3,585単位の90/1000 加算	70%	323		
A7	1236	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・虐待減算(制限)		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	3,585単位の80/1000 加算	70%	287		
A7	2235	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2・虐待減算(制限)		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	3,585単位の64/1000 加算	70%	229		
A7	1237	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・業務減算(制限)	業務継続計画未策定の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1,780単位の92/1000 加算	70%	164		
A7	1238	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・業務減算(制限)		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1,780単位の90/1000 加算	70%	160		
A7	1239	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・業務減算(制限)		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1,780単位の80/1000 加算	70%	142		
A7	2250	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1・業務減算(制限)		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1,780単位の64/1000 加算	70%	114		
A7	1240	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・業務減算(制限)	業務継続計画未策定の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	3,585単位の92/1000 加算	70%	330		
A7	1253	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・業務減算(制限)		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	3,585単位の90/1000 加算	70%	323		
A7	1254	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・業務減算(制限)		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	3,585単位の80/1000 加算	70%	287		
A7	2265	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2・業務減算(制限)		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	3,585単位の64/1000 加算	70%	229		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A7	1031	通所型サービス11・定超(制限)	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	70%	1,259	1月につき
A7	1032	通所型サービス11日割・定超(制限)			59単位		70%	41	1日につき
A7	1041	通所型サービス12・定超(制限)		事業対象者・要支援2	3,621単位		70%	2,535	1月につき
A7	1042	通所型サービス12日割・定超(制限)			119単位		70%	83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A7	1051	通所型サービス11・人欠(制限)	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	70%	1,259	1月につき
A7	1052	通所型サービス11日割・人欠(制限)			59単位		70%	41	1日につき
A7	1061	通所型サービス12・人欠(制限)		事業対象者・要支援2	3,621単位		70%	2,535	1月につき
A7	1062	通所型サービス12日割・人欠(制限)			119単位		70%	83	1日につき

事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A7	1071	通所型サービス11・同一建物(制限)	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	所定単位(376単位)を減算	70%	1,422	1月につき
A7	1072	通所型サービス11日割・同一建物(制限)			59単位	所定単位(12単位)を減算	70%	47	1日につき
A7	1073	通所型サービス12・同一建物(制限)		事業対象者・要支援2	3,621単位	所定単位(752単位)を減算	70%	2,869	1月につき
A7	1074	通所型サービス12日割・同一建物(制限)			119単位	所定単位(25単位)を減算	70%	94	1日につき

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目です。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合(こは、令和7年3月31日までの間適用しません。

※ 事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算します。

桐生市通所介護相当サービス(独自/定率)サービスコード表

桐生市介護予防通所介護相当サービス指定事業者が給付制限4割(支給制限4割)のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A7	1411	通所型サービス11(制限4割)	1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1 1,798単位	1,798 単位	60%	1,798	1月につき		
A7	1412	通所型サービス11日割(制限4割)		日割りの場合 ÷ 30.4日	59 単位	60%	59	1日につき	
A7	1421	通所型サービス12(制限4割)		事業対象者・要支援2 3,621単位	3,621 単位	60%	3,621	1月につき	
A7	1422	通所型サービス12日割(制限4割)			日割りの場合 ÷ 30.4日	119 単位	60%	119	1日につき
A7	1708	通所型サービス11・虐待減算(制限4割)	高齢者虐待防止措置未実施減算 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1 1,798単位	18 単位減算	60%	1,780	1月につき		
A7	1709	通所型サービス11日割・虐待減算(制限4割)		日割りの場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	60%	58	1日につき	
A7	1710	通所型サービス12・虐待減算(制限4割)		事業対象者・要支援2 3,621単位	36 単位減算	60%	3,585	1月につき	
A7	1711	通所型サービス12日割・虐待減算(制限4割)		日割りの場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	60%	118	1日につき	
A7	1712	通所型サービス11・業務減算(制限4割)	業務継続計画未策定減算 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1 1,798単位	18 単位減算	60%	1,780	1月につき		
A7	1713	通所型サービス11日割・業務減算(制限4割)		日割りの場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	60%	58	1日につき	
A7	1714	通所型サービス12・業務減算(制限4割)		事業対象者・要支援2 3,621単位	36 単位減算	60%	3,585	1月につき	
A7	1715	通所型サービス12日割・業務減算(制限4割)		日割りの場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	60%	118	1日につき	
A7	1501	通所型サービス中山間地域等提供加算11(制限4割)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 事業対象者・要支援1	1,798単位数の 5% 加算	60%	90	1月につき		
A7	1502	通所型サービス中山間地域等提供加算11日割(制限4割)		59単位数の 5% 加算	60%	3	1日につき		
A7	1503	通所型サービス中山間地域等提供加算12(制限4割)		事業対象者・要支援2	3621単位数の 5% 加算	60%	181	1月につき	
A7	1504	通所型サービス中山間地域等提供加算12日割(制限4割)		119単位数の 5% 加算	60%	6	1日につき		
A7	1505	通所型サービス中山間地域等提供加算11・減算1(制限4割)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 定員超過の場合、または 看護・介護職員が欠員の場合 事業対象者・要支援1	1,258単位の 5% 加算	60%	63	1月につき		
A7	1506	通所型サービス中山間地域等提供加算11・減算1日割(制限4割)		41単位の 5% 加算	60%	2	1日につき		
A7	1507	通所型サービス中山間地域等提供加算12・減算1(制限4割)		事業対象者・要支援2	2,534単位の 5% 加算	60%	127	1月につき	
A7	1508	通所型サービス中山間地域等提供加算12・減算1日割(制限4割)		83単位の 5% 加算	60%	4	1日につき		
A7	1509	通所型サービス中山間地域等提供加算11・減算2(制限4割)		事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合 事業対象者・要支援1	1,422単位の 5% 加算	60%	71	1月につき	
A7	1510	通所型サービス中山間地域等提供加算11・減算2日割(制限4割)		47単位の 5% 加算	60%	2	1日につき		
A7	1511	通所型サービス中山間地域等提供加算12・減算2(制限4割)		事業対象者・要支援2	2,869単位の 5% 加算	60%	143	1月につき	
A7	1512	通所型サービス中山間地域等提供加算12・減算2日割(制限4割)		94単位の 5% 加算	60%	5	1日につき		
A7	1513	通所型サービス中山間地域等提供加算11・虐待減算(制限4割)		高齢者虐待防止措置未実施の場合 事業対象者・要支援1	1,780単位の 5% 加算	60%	89	1月につき	
A7	1514	通所型サービス中山間地域等提供加算11・虐待減算日割(制限4割)			58単位の 5% 加算	60%	3	1日につき	
A7	1515	通所型サービス中山間地域等提供加算12・虐待減算(制限4割)			事業対象者・要支援2	3,585単位の 5% 加算	60%	179	1月につき
A7	1516	通所型サービス中山間地域等提供加算12・虐待減算日割(制限4割)			118単位の 5% 加算	60%	6	1日につき	
A7	1517	通所型サービス中山間地域等提供加算11・業務減算(制限4割)		業務継続計画未策定の場合 事業対象者・要支援1	1,780単位の 5% 加算	60%	89	1月につき	
A7	1518	通所型サービス中山間地域等提供加算11・業務減算日割(制限4割)			58単位の 5% 加算	60%	3	1日につき	
A7	1519	通所型サービス中山間地域等提供加算12・業務減算(制限4割)			事業対象者・要支援2	3,585単位の 5% 加算	60%	179	1月につき
A7	1520	通所型サービス中山間地域等提供加算12・業務減算日割(制限4割)			118単位の 5% 加算	60%	6	1日につき	
A7	1531	通所型生活向上グループ活動加算(制限4割)	生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	60%	100	1月につき		
A7	1532	通所型送迎減算(制限4割)	事業所が送迎を行わない場合	47 単位減算	60%	-47	片道につき		
A7	1521	通所型サービス若年性認知症受入加算(制限4割)	若年性認知症利用者受入加算	240 単位加算	60%	240	1月につき		
A7	1550	通所型サービス栄養アセスメント加算(制限4割)	栄養アセスメント加算	50 単位加算	60%	50			
A7	1551	通所型サービス栄養改善加算(制限4割)	栄養改善加算	200 単位加算	60%	200			
A7	1561	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ(制限4割)	口腔機能向上加算 (1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	60%	150			
A7	1562	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ(制限4割)		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	60%	160		
A7	1563	通所型独自一体的サービスの提供加算(制限4割)	一体的サービスの提供加算	480 単位加算	60%	480			
A7	1597	通所型サービス提供体制加算ⅠⅠ(制限4割)	サービス提供体制強化加算 (1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88 単位加算	60%	88			
A7	1598	通所型サービス提供体制加算ⅠⅡ(制限4割)		事業対象者・要支援2 176 単位加算	60%	176			
A7	1591	通所型サービス提供体制加算ⅡⅠ(制限4割)	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 72 単位加算	60%	72			
A7	1592	通所型サービス提供体制加算ⅡⅡ(制限4割)		事業対象者・要支援2 144 単位加算	60%	144			

A7	1595	通所型サービス提供体制加算Ⅲ1(制限4割)	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	60%	24		
A7	1596	通所型サービス提供体制加算Ⅲ2(制限4割)		事業対象者・要支援2	48 単位加算	60%	48		
A7	1900	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(制限4割)	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	60%	100		
A7	1901	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(制限4割)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	60%	200		
A7	1910	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ(制限4割)	口腔・栄養スクリーニング 加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	60%	20	1回につき	
A7	1911	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ(制限4割)		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	60%	5		
A7	1920	通所型サービス科学的介護推進体制加算(制限4割)	科学的介護推進体制加算		40 単位加算	60%	40	1月につき	
A7	1601	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1(制限4割)	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1,798単位の92/1000 加算	60%	165		
A7	1602	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2(制限4割)		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1,798単位の90/1000 加算	60%	162		
A7	1603	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1(制限4割)		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1,798単位の80/1000 加算	60%	144		
A7	2280	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1(制限4割)		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1,798単位の64/1000 加算	60%	115		
A7	1606	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2(制限4割)		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	3,621単位の92/1000 加算	60%	333		
A7	1607	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2(制限4割)		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	3,621単位の90/1000 加算	60%	326		
A7	1608	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2(制限4割)		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	3,621単位の80/1000 加算	60%	290		
A7	2295	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2(制限4割)		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	3,621単位の64/1000 加算	60%	232		
A7	1611	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算1(制限4割)	介護職員等処遇改善加算	定員超過の場合、または看護・介護職員が欠員の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1,259単位の92/1000 加算	60%	116	
A7	1612	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・減算1(制限4割)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1,259単位の90/1000 加算	60%	113	
A7	1613	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算1(制限4割)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1,259単位の80/1000 加算	60%	101	
A7	2310	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1・減算1(制限4割)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1,259単位の64/1000 加算	60%	81	
A7	1616	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算1(制限4割)			(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	2,535単位の92/1000 加算	60%	233	
A7	1617	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算1(制限4割)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	2,535単位の90/1000 加算	60%	228	
A7	1618	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算1(制限4割)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	2,535単位の80/1000 加算	60%	203	
A7	2325	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2・減算1(制限4割)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	2,535単位の64/1000 加算	60%	162	
A7	1621	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算2(制限4割)		事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1,422単位の92/1000 加算	60%	131	
A7	1622	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・減算2(制限4割)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1,422単位の90/1000 加算	60%	128	
A7	1623	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算2(制限4割)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1,422単位の80/1000 加算	60%	114	
A7	2340	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1・減算2(制限4割)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1,422単位の64/1000 加算	60%	91	
A7	1626	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算2(制限4割)			(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	2,869単位の92/1000 加算	60%	264	
A7	1627	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算2(制限4割)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	2,869単位の90/1000 加算	60%	258	
A7	1628	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算2(制限4割)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	2,869単位の80/1000 加算	60%	230	
A7	2355	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2・減算2(制限4割)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	2,869単位の64/1000 加算	60%	184	
A7	1631	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・虚待減算(制限4割)		高齢者虐待防止措置未実施の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1,780単位の92/1000 加算	60%	164	
A7	1632	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・虚待減算(制限4割)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1,780単位の90/1000 加算	60%	160	
A7	1633	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・虚待減算(制限4割)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1,780単位の80/1000 加算	60%	142	
A7	2370	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1・虚待減算(制限4割)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1,780単位の64/1000 加算	60%	114	
A7	1634	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・虚待減算(制限4割)		高齢者虐待防止措置未実施の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	3,585単位の92/1000 加算	60%	330	
A7	1635	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・虚待減算(制限4割)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	3,585単位の90/1000 加算	60%	323	
A7	1636	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・虚待減算(制限4割)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	3,585単位の80/1000 加算	60%	287	
A7	2385	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2・虚待減算(制限4割)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	3,585単位の64/1000 加算	60%	229	
A7	1637	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・業務減算(制限4割)		業務継続計画未策定の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1,780単位の92/1000 加算	60%	164	
A7	1638	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・業務減算(制限4割)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1,780単位の90/1000 加算	60%	160	
A7	1639	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・業務減算(制限4割)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1,780単位の80/1000 加算	60%	142	
A7	2400	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1・業務減算(制限4割)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1,780単位の64/1000 加算	60%	114	
A7	1640	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・業務減算(制限4割)		業務継続計画未策定の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	3,585単位の92/1000 加算	60%	330	
A7	1653	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・業務減算(制限4割)			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	3,585単位の90/1000 加算	60%	323	
A7	1654	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・業務減算(制限4割)			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	3,585単位の80/1000 加算	60%	287	
A7	2415	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2・業務減算(制限4割)			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	3,585単位の64/1000 加算	60%	229	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A7	1431	通所型サービス11・定超(制限4割)	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	60%	1,259	1月につき
A7	1432	通所型サービス11日割・定超(制限4割)			59単位		60%	41	1日につき
A7	1441	通所型サービス12・定超(制限4割)		事業対象者・要支援2	3,621単位		60%	2,535	1月につき
A7	1442	通所型サービス12日割・定超(制限4割)			119単位		60%	83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A7	1451	通所型サービス11・人欠(制限4割)	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	60%	1,259	1月につき
A7	1452	通所型サービス11日割・人欠(制限4割)			59単位		60%	41	1日につき
A7	1461	通所型サービス12・人欠(制限4割)		事業対象者・要支援2	3,621単位		60%	2,535	1月につき
A7	1462	通所型サービス12日割・人欠(制限4割)			119単位		60%	83	1日につき

事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A7	1471	通所型サービス11・同一建物(制限4割)	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	所定単位(376単位)を減算	60%	1,422	1月につき
A7	1472	通所型サービス11日割・同一建物(制限4割)			59単位		60%	47	1日につき
A7	1473	通所型サービス12・同一建物(制限4割)		事業対象者・要支援2	3,621単位		60%	2,869	1月につき
A7	1474	通所型サービス12日割・同一建物(制限4割)			119単位		60%	94	1日につき

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目です。

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しません。

※事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算します。

桐生市訪問型サービスA(独自/定率)サービスコード表

桐生市訪問型サービスA指定事業者がサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A3	1311	訪問型サービスA(1割負担)		90%	233	1回につき
A3	1312	訪問型サービスA(2割負担)		80%	233	
A3	1313	訪問型サービスA(3割負担)		70%	233	
A3	1314	訪問型サービスA(4割負担)		60%	233	
A3	1321	訪問型サービスA・初任(1割負担)	介護職員初任者研修課程を修了した訪問事業責任者を配置している場合 ×70%	90%	163	
A3	1322	訪問型サービスA・初任(2割負担)		80%	163	
A3	1323	訪問型サービスA・初任(3割負担)		70%	163	
A3	1324	訪問型サービスA・初任(4割負担)		60%	163	
A3	1331	訪問型サービスA・同一(1割負担)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	210	
A3	1332	訪問型サービスA・同一(2割負担)		80%	210	
A3	1333	訪問型サービスA・同一(3割負担)		70%	210	
A3	1334	訪問型サービスA・同一(4割負担)		60%	210	
A3	1341	訪問型サービスA・初任・同一(1割負担)	介護職員初任者研修課程を修了した訪問事業責任者を配置している場合 ×70% かつ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	147	
A3	1342	訪問型サービスA・初任・同一(2割負担)		80%	147	
A3	1343	訪問型サービスA・初任・同一(3割負担)		70%	147	
A3	1344	訪問型サービスA・初任・同一(4割負担)		60%	147	
A3	2001	訪問型サービスA・虐待減算(1割負担)	233単位 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -2単位	90%	231	
A3	2002	訪問型サービスA・虐待減算(2割負担)		80%	231	
A3	2003	訪問型サービスA・虐待減算(3割負担)		70%	231	
A3	2004	訪問型サービスA・虐待減算(4割負担)		60%	231	
A3	2011	訪問型サービスA・初任・虐待減算(1割負担)	介護職員初任者研修課程を修了した訪問事業責任者を配置している場合 ×70% かつ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -2単位	90%	161	
A3	2012	訪問型サービスA・初任・虐待減算(2割負担)		80%	161	
A3	2013	訪問型サービスA・初任・虐待減算(3割負担)		70%	161	
A3	2014	訪問型サービスA・初任・虐待減算(4割負担)		60%	161	
A3	2021	訪問型サービスA・同一・虐待減算(1割負担)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90% かつ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -2単位	90%	208	
A3	2022	訪問型サービスA・同一・虐待減算(2割負担)		80%	208	
A3	2023	訪問型サービスA・同一・虐待減算(3割負担)		70%	208	
A3	2024	訪問型サービスA・同一・虐待減算(4割負担)		60%	208	
A3	2031	訪問型サービスA・初任・同一・虐待減算(1割負担)	介護職員初任者研修課程を修了した訪問事業責任者を配置している場合 ×70% かつ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90% かつ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -2単位	90%	145	
A3	2032	訪問型サービスA・初任・同一・虐待減算(2割負担)		80%	145	
A3	2033	訪問型サービスA・初任・同一・虐待減算(3割負担)		70%	145	
A3	2034	訪問型サービスA・初任・同一・虐待減算(4割負担)		60%	145	

A3	2041	訪問型サービスA・BCP減算(1割負担)	事業対象者・要支援1・要支援2 (1回あたり) 233単位	感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -2単位	90%	231	1回につき
A3	2042	訪問型サービスA・BCP減算(2割負担)			80%	231	
A3	2043	訪問型サービスA・BCP減算(3割負担)			70%	231	
A3	2044	訪問型サービスA・BCP減算(4割負担)			60%	231	
A3	2051	訪問型サービスA・初任・BCP減算(1割負担)		介護職員初任者研修課程を修了した訪問事業責任者を配置している場合 ×70% かつ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -2単位	90%	161	
A3	2052	訪問型サービスA・初任・BCP減算(2割負担)			80%	161	
A3	2053	訪問型サービスA・初任・BCP減算(3割負担)			70%	161	
A3	2054	訪問型サービスA・初任・BCP減算(4割負担)			60%	161	
A3	2061	訪問型サービスA・同一・BCP減算(1割負担)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90% かつ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -2単位	90%	208	
A3	2062	訪問型サービスA・同一・BCP減算(2割負担)			80%	208	
A3	2063	訪問型サービスA・同一・BCP減算(3割負担)			70%	208	
A3	2064	訪問型サービスA・同一・BCP減算(4割負担)			60%	208	
A3	2071	訪問型サービスA・虐待減算・BCP減算(1割負担)		高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -2単位 かつ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -2単位	90%	229	
A3	2072	訪問型サービスA・虐待減算・BCP減算(2割負担)			80%	229	
A3	2073	訪問型サービスA・虐待減算・BCP減算(3割負担)			70%	229	
A3	2074	訪問型サービスA・虐待減算・BCP減算(4割負担)			60%	229	
A3	2081	訪問型サービスA・初任・同一・BCP減算(1割負担)		介護職員初任者研修課程を修了した訪問事業責任者を配置している場合 ×70% かつ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90% かつ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -2単位	90%	145	
A3	2082	訪問型サービスA・初任・同一・BCP減算(2割負担)			80%	145	
A3	2083	訪問型サービスA・初任・同一・BCP減算(3割負担)			70%	145	
A3	2084	訪問型サービスA・初任・同一・BCP減算(4割負担)			60%	145	
A3	2091	訪問型サービスA・初任・虐待・BCP減算(1割負担)		介護職員初任者研修課程を修了した訪問事業責任者を配置している場合 ×70% かつ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -2単位 かつ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -2単位	90%	159	
A3	2092	訪問型サービスA・初任・虐待・BCP減算(2割負担)			80%	159	
A3	2093	訪問型サービスA・初任・虐待・BCP減算(3割負担)			70%	159	
A3	2094	訪問型サービスA・初任・虐待・BCP減算(4割負担)			60%	159	
A3	2111	訪問型サービスA・同一・虐待・BCP減算(1割負担)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90% かつ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -2単位 かつ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -2単位	90%	206	
A3	2112	訪問型サービスA・同一・虐待・BCP減算(2割負担)			80%	206	
A3	2113	訪問型サービスA・同一・虐待・BCP減算(3割負担)			70%	206	
A3	2114	訪問型サービスA・同一・虐待・BCP減算(4割負担)			60%	206	
A3	2121	訪問型サービスA・初任・同一・虐待・BCP減算(1割負担)	介護職員初任者研修課程を修了した訪問事業責任者を配置している場合 ×70% かつ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90% かつ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -2単位 かつ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -2単位	90%	143		
A3	2122	訪問型サービスA・初任・同一・虐待・BCP減算(2割負担)		80%	143		
A3	2123	訪問型サービスA・初任・同一・虐待・BCP減算(3割負担)		70%	143		
A3	2124	訪問型サービスA・初任・同一・虐待・BCP減算(4割負担)		60%	143		

桐生市通所型サービスA(独自/定率)サービスコード表

桐生市通所型サービスA指定事業者がサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A7	1311	通所型サービスA(1割負担)		90%	352	1回につき
A7	1312	通所型サービスA(2割負担)		80%	352	
A7	1313	通所型サービスA(3割負担)		70%	352	
A7	1314	通所型サービスA(4割負担)		60%	352	
A7	1321	通所型サービスA・リハビリ加算(1割負担)	リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師)のいずれかが配置され、利用者の運動器の機能向上を目的として運動(機能訓練)を実施場合 +20単位	90%	372	
A7	1322	通所型サービスA・リハビリ加算(2割負担)		80%	372	
A7	1323	通所型サービスA・リハビリ加算(3割負担)		70%	372	
A7	1324	通所型サービスA・リハビリ加算(4割負担)		60%	372	
A7	1331	通所型サービスA・送迎減算(1割負担)	自ら通う場合、家族による送迎、事業所と同一建物に居住する利用者または、同一建物から事業所に通う利用者への提供による減算 -87単位	90%	265	
A7	1332	通所型サービスA・送迎減算(2割負担)		80%	265	
A7	1333	通所型サービスA・送迎減算(3割負担)		70%	265	
A7	1334	通所型サービスA・送迎減算(4割負担)		60%	265	
A7	1341	通所型サービスA・リハビリ加算・送迎減算(1割負担)	リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師)のいずれかが配置され、利用者の運動器の機能向上を目的として運動(機能訓練)を実施場合 +20単位	90%	285	
A7	1342	通所型サービスA・リハビリ加算・送迎減算(2割負担)		80%	285	
A7	1343	通所型サービスA・リハビリ加算・送迎減算(3割負担)		70%	285	
A7	1344	通所型サービスA・リハビリ加算・送迎減算(4割負担)		60%	285	
A7	2001	通所型サービスA・虐待減算(1割負担)	事業対象者・要支援1・要支援2 (1回あたり) 352単位 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -4単位	90%	348	
A7	2002	通所型サービスA・虐待減算(2割負担)		80%	348	
A7	2003	通所型サービスA・虐待減算(3割負担)		70%	348	
A7	2004	通所型サービスA・虐待減算(4割負担)		60%	348	
A7	2011	通所型サービスA・BCP減算(1割負担)	感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -4単位	90%	348	
A7	2012	通所型サービスA・BCP減算(2割負担)		80%	348	
A7	2013	通所型サービスA・BCP減算(3割負担)		70%	348	
A7	2014	通所型サービスA・BCP減算(4割負担)		60%	348	
A7	2021	通所型サービスA・虐待減算・BCP減算(1割負担)	高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -4単位 かつ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -4単位	90%	344	
A7	2022	通所型サービスA・虐待減算・BCP減算(2割負担)		80%	344	
A7	2023	通所型サービスA・虐待減算・BCP減算(3割負担)		70%	344	
A7	2024	通所型サービスA・虐待減算・BCP減算(4割負担)		60%	344	
A7	2031	通所型サービスA・リハビリ加算・虐待減算(1割負担)	リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師)のいずれかが配置され、利用者の運動器の機能向上を目的として運動(機能訓練)を実施場合 +20単位	90%	368	
A7	2032	通所型サービスA・リハビリ加算・虐待減算(2割負担)		80%	368	
A7	2033	通所型サービスA・リハビリ加算・虐待減算(3割負担)		70%	368	
A7	2034	通所型サービスA・リハビリ加算・虐待減算(4割負担)		60%	368	

A7	2041	通所型サービスA・リハビリ加算・BCP減算(1割負担)	事業対象者・要支援1・要支援2 (1回あたり) 352単位	リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師)のいずれかが配置され、利用者の運動器の機能向上を目的として運動(機能訓練)を実施場合 +20単位	90%	368	1回につき
A7	2042	通所型サービスA・リハビリ加算・BCP減算(2割負担)		かつ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -4単位	80%	368	
A7	2043	通所型サービスA・リハビリ加算・BCP減算(3割負担)		かつ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -4単位	70%	368	
A7	2044	通所型サービスA・リハビリ加算・BCP減算(4割負担)		かつ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -4単位	60%	368	
A7	2051	通所型サービスA・リハビリ加算・虐待減算・BCP減算(1割負担)		かつ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -4単位	90%	364	
A7	2052	通所型サービスA・リハビリ加算・虐待減算・BCP減算(2割負担)		かつ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -4単位	80%	364	
A7	2053	通所型サービスA・リハビリ加算・虐待減算・BCP減算(3割負担)		かつ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -4単位	70%	364	
A7	2054	通所型サービスA・リハビリ加算・虐待減算・BCP減算(4割負担)		かつ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -4単位	60%	364	
A7	2061	通所型サービスA・送迎減算・虐待減算(1割負担)		かつ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -4単位	90%	261	
A7	2062	通所型サービスA・送迎減算・虐待減算(2割負担)		かつ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -4単位	80%	261	
A7	2063	通所型サービスA・送迎減算・虐待減算(3割負担)		かつ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -4単位	70%	261	
A7	2064	通所型サービスA・送迎減算・虐待減算(4割負担)		かつ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -4単位	60%	261	
A7	2071	通所型サービスA・送迎減算・BCP減算(1割負担)		かつ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -4単位	90%	261	
A7	2072	通所型サービスA・送迎減算・BCP減算(2割負担)		かつ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -4単位	80%	261	
A7	2073	通所型サービスA・送迎減算・BCP減算(3割負担)		かつ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -4単位	70%	261	
A7	2074	通所型サービスA・送迎減算・BCP減算(4割負担)		かつ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -4単位	60%	261	
A7	2081	通所型サービスA・送迎減算・虐待減算・BCP減算(1割負担)		かつ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -4単位	90%	257	
A7	2082	通所型サービスA・送迎減算・虐待減算・BCP減算(2割負担)		かつ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -4単位	80%	257	
A7	2083	通所型サービスA・送迎減算・虐待減算・BCP減算(3割負担)		かつ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -4単位	70%	257	
A7	2084	通所型サービスA・送迎減算・虐待減算・BCP減算(4割負担)		かつ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -4単位	60%	257	
A7	2091	通所型サービスA・リハビリ加算・送迎減算・虐待減算(1割負担)		かつ リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師)のいずれかが配置され、利用者の運動器の機能向上を目的として運動(機能訓練)を実施場合 +20単位	90%	281	
A7	2092	通所型サービスA・リハビリ加算・送迎減算・虐待減算(2割負担)		かつ 自ら通う場合、家族による送迎、事業所と同一建物に居住する利用者または、同一建物から事業所に通う利用者への提供による減算 -87単位	80%	281	
A7	2093	通所型サービスA・リハビリ加算・送迎減算・虐待減算(3割負担)		かつ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -4単位	70%	281	
A7	2094	通所型サービスA・リハビリ加算・送迎減算・虐待減算(4割負担)		かつ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -4単位	60%	281	
A7	2101	通所型サービスA・リハビリ加算・送迎減算・BCP減算(1割負担)	かつ リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師)のいずれかが配置され、利用者の運動器の機能向上を目的として運動(機能訓練)を実施場合 +20単位	90%	281		
A7	2102	通所型サービスA・リハビリ加算・送迎減算・BCP減算(2割負担)	かつ 自ら通う場合、家族による送迎、事業所と同一建物に居住する利用者または、同一建物から事業所に通う利用者への提供による減算 -87単位	80%	281		
A7	2103	通所型サービスA・リハビリ加算・送迎減算・BCP減算(3割負担)	かつ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -4単位	70%	281		
A7	2104	通所型サービスA・リハビリ加算・送迎減算・BCP減算(4割負担)	かつ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -4単位	60%	281		
A7	2111	通所型サービスA・リハビリ加算・送迎・虐待・BCP減算(1割負担)	かつ リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師)のいずれかが配置され、利用者の運動器の機能向上を目的として運動(機能訓練)を実施場合 +20単位	90%	277		
A7	2112	通所型サービスA・リハビリ加算・送迎・虐待・BCP減算(2割負担)	かつ 自ら通う場合、家族による送迎、事業所と同一建物に居住する利用者または、同一建物から事業所に通う利用者への提供による減算 -87単位	80%	277		
A7	2113	通所型サービスA・リハビリ加算・送迎・虐待・BCP減算(3割負担)	かつ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 -4単位	70%	277		
A7	2114	通所型サービスA・リハビリ加算・送迎・虐待・BCP減算(4割負担)	かつ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 -4単位	60%	277		

桐生市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2	442単位	1月につき	
AF	2121	介護予防ケアA・虐待減算			高齢者虐待防止措置未実施減算		438単位
AF	2122	介護予防ケアA・BCP減算			BCP未策定減算		438単位
AF	2123	介護予防ケアA・虐待減算・BCP減算			高齢者虐待防止措置未実施減算・BCP未策定減算		434単位
AF	4001	介護予防ケアA初回加算	ロ 初回加算		300単位	300	
AF	6132	介護予防ケアA委託連携加算	ハ 委託連携加算		300単位	300	